（研究グループの所掌事務）

第九条　研究グループは、専門的科学的知識、創意をもつて科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（データ解析政策研究室及び科学技術予測・政策基盤調査研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（調査研究グループの所掌事務）

第十条　調査研究グループは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（データ解析政策研究室、科学技術予測・政策基盤調査研究センター及び研究グループの所掌に属するものを除く。）。

二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（データ解析政策研究室及び科学技術予測・政策基盤調査研究センターの所掌に属するものを除く。）。

三　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術予測・政策基盤調査研究センターの所掌に属するものを除く。）。

（室長、センター長、総括主任研究官及び総括上席研究官）

第十一条　科学技術・学術政策研究所のデータ解析政策研究室に室長を、科学技術予測・政策基盤調査研究センターにセンター長を、研究グループに総括主任研究官を、調査研究グループに総括上席研究官を置く。

2　室長、センター長、総括主任研究官又は総括上席研究官は、それぞれ、データ解析政策研究室の事務、科学技術予測・政策基盤調査研究センターの事務、研究グループの事務又は調査研究グループの事務を掌理する。

（客員研究官）

第十二条　［略］

2　客員研究官は、命を受けて、データ解析政策研究室、科学技術予測・政策基盤調査研究センター、研究グループ又は調査研究グループの事務に参画する。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線部は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十六号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第五項の規定に基づき、国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令

国立教育政策研究所組織規則（平成十三年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（総括研究官の総数） **第五十条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十五人とする。	（総括研究官の総数） **第五十条**　第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十三条第一項及び第四十九条第一項に規定する総括研究官の総数は、三十七人とする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。